

# 資料

## 河東土地改良区 水路清掃等補助金規程

### (目的)

第1条 この規程は、河東土地改良区受益内の水路を清掃等している者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、用水の水質保全会を図り、生活環境の保全の向上に寄与することを目的とし、その交付について必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付を受ける事ができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。  
また、他から補助金が交付されている者、河東土地改良区が実施している定期普請については、補助金を交付しない。

- (1) 河東土地改良区受益内の水路を清掃等している区
- (2) 河東土地改良区受益内の水路を清掃等している団体

### (補助金額)

第3条 補助金の額は、別表に定める額とする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という)は、各年度10月末までに、水路清掃等補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が不要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 活動実績報告書
- (2) 参加者名簿(団体のみ)
- (3) その他理事長が必要と認める書類

### (交付の決定)

第5条 理事長は、前条の申請があった時は、その内容を理事会で審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

- 2 理事長は前項により、補助金の交付又は不交付を決定したときは、交付の決定については、補助金交付決定通知書により、不交付の決定については、補助金不交付決定通知書により、それぞれ通知するものとする。

(補助金の交付)

第 6 条 理事長は、審査の結果、補助金交付決定の内容に適合すると認めるときは補助金を交付するものとする。

(交付決定取消し)

第 7 条 理事長は、補助対象者が不正の手段により補助金を受けたときは、第 5 条第 1 項による補助金の交付決定の全部又は一部を取消す事ができる。

(補助金の返還)

第 8 条 理事長は前条により、補助金の交付を取消した場合であって、当該取消しに係る部分について、既に補助交付されているときは、補助金の返還を命ずる事ができる。

(補助金の財源)

第 9 条 補助金の財源は他目的使用料とする。財源が枯渇した場合は、交付について理事会で協議する。

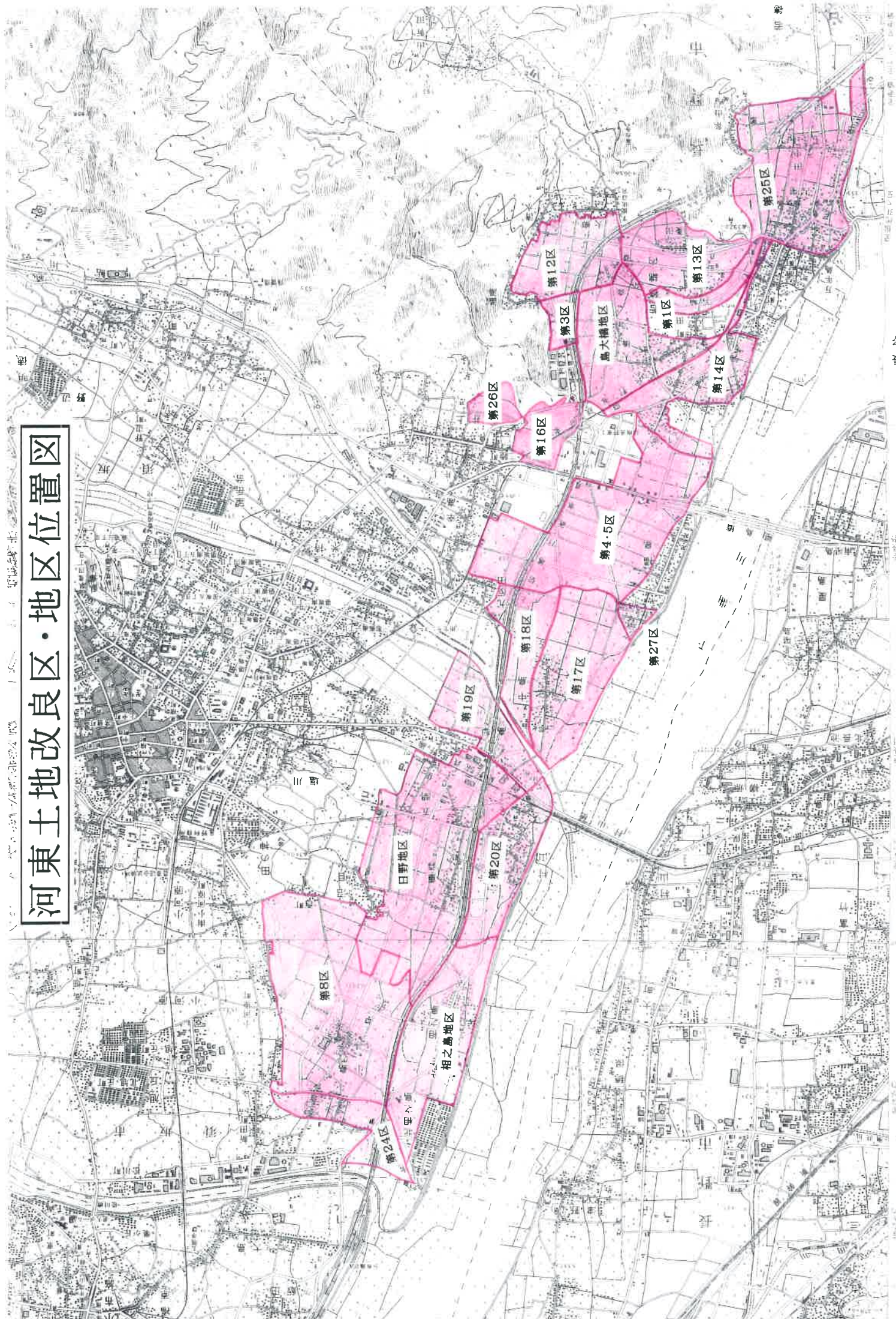
## 別表

補助対象者	1 活動あたり補助金額 (最大 3 回)
区	15,000 円
団体	10,000 円

## 附 則

1. この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

# 河東土地改良区・地区位置図



令和 年 月 日

河東土地改良区  
理事長 米沢 一美 殿

町 名： \_\_\_\_\_

代表者： \_\_\_\_\_ ⑩

### 令和 年度 水路清掃等補助金申請書

令和 年度において、下記のとおり町内農業施設（用排水路）の水路清掃等事業を実施致したので、活動内容を報告します。

#### 記

	第1回	第2回	第3回
実施年月日	月 日	月 日	月 日
実施範囲			
参加人数	人	人	人

※振込をご希望の方は下記に団体名・口座番号を正確にご記入の上ご提出ください。

金融機関名	支店名	口座番号						
	支店 支所							
口座名義								

以上

## 補助金交付までの流れ

- ①申請書の提出                      毎年度 10月末まで
  
- ②申請内容の審査                    毎年度 12月中旬 理事会
  
- ③交付決定・不決定通知           毎年度 12月中旬（審査後通知）
  
- ④補助金交付                        毎年度 12月中旬（振込にて）